様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月 1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　2011101104414  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.emotion-fleet.com/dx  　経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ①　私たちは、商用EVの導入・運用に関する事業者の現場課題を、デジタル技術を用いて解決することで、物流・輸送事業者の脱炭素化と経済性向上を両立させることをミッションとしています。車両の運行や充電状況、エネルギー消費量といったデータをリアルタイムで可視化し、お客様が車両を最大限効率的に稼働させる環境をご提供します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.emotion-fleet.com/dx  　経営及びデジタル技術等の活用の具体的な方策(戦略) | | 記載内容抜粋 | ①　当社のDX戦略は、自社開発のソフトウェアプラットフォームを基盤として、マルチブランドの車両や充電器、テレマティクスデバイスとリアルタイムに連携させることで、商用EVの導入から運用管理を包括的に最適化・効率化するを目指しています。また、車両の運用管理フェーズにおいては、様々なトラブルシューティングやお客様とのコミュニ―ションにおいてもデジタルツールを活用することで、カスタマーサクセスを実現し、顧客満足度を高めていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会において承認を受けた内容を公表しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進の取組について  　戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | ①　代表取締役CTO（最高情報技術責任者）のイリッチ・デニスが、全社的なDX戦略の立案と実装を推進します。CTOをトップとして、プロダクト開発、エンジニアリング、事業開発の各部門からメンバーを集めたDX推進チームを発足させています。また、社員が最新のEVテクノロジーやAIをはじめとした情報技術に関する知識を常に更新できるよう、各種研修プログラムを積極的に実施し、高度な専門性を有する人材の育成に注力します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　ＤＸ推進の取組について  　DX戦略推進の環境整備 | | 記載内容抜粋 | ①　EV車両の運行データや充電データを安全かつ効率的に収集・分析するためのクラウドプラットフォームを整備し、迅速なサービス改善と新機能開発を実現します。お客様の機密性の高い運行データを保護するため、厳格な情報セキュリティポリシーを策定し、技術的な対策と従業員への教育を徹底します。これにより、お客様に安心して当社のサービスを利用してもらえる環境を構築します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　ＤＸ推進の取組について | | 公表日 | ①　2025年 8月29日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページに掲載  　https://www.emotion-fleet.com/dx  　戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | ①　当社では、DX戦略の達成度を測るため、複数の指標を設定し、継続的な進捗管理と達成に向けた改善を行います。主要な指標としては、EVフリート・エネルギーマネジメントシステムの導入企業数、お客様の車両稼働率、CO2削減量、TCO（トータルコストオブオーナーシップ）の削減等となります。また、お客様のカーボンニュートラル達成への貢献度合や、弊社サービスへの満足度調査における「サービス品質」も重要な指標とします。これらの指標を通じて、DX施策がもたらす事業成果と社会的な価値を明確に把握し、継続的な改善を図ります。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月29日 | | 発信方法 | ①　ＤＸ推進の取組について  　当社ホームページに掲載  　https://www.emotion-fleet.com/dx  　DXを牽引するトップメッセージ | | 発信内容 | ①　私たちが目指すDXは、物流・輸送業界の脱炭素化という大きな社会課題を、デジタル技術の力で解決することです。今後も、デジタルの力で商用EVの導入と運用にまつわる現場課題を解決し、日本そしてアジア地域の脱炭素社会の実現に向けて、革新的なソリューションを提供し続けます。  代表取締役　白木秀司　イリッチ デニス |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。